

# 利用規約

太子町体験学習施設使用にあたって

1 施設の使用に関し、次の事項に該当する場合は、使用の許可をしません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (2) 太子町暴力団排除条例(平成 25 年条例第 7 号)第 2 条に規定する者であるとき
- (3) 施設及び設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき
- (4) 施設の管理運営上支障があると認めるとき

2 使用される方は次の事項を守ってください。

- (1) 動物の入室禁止
- (2) 許可を受けないで、体験学習施設内に張紙、くぎ打等をしないこと
- (3) 所定の場所以外において、火気(喫煙を含む)を使用しないこと
- (4) 許可を受けないで、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと
- (5) 体験学習施設内の清潔の保持に努めること
- (6) 騒音、暴力行為等他人に迷惑な行為を行わないこと
- (7) 体験学習施設の運営に支障をきたすような行為をしないこと
- (8) 所定の場所以外に立ち入らないこと

3 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき
- (2) 条件又条例に基づく規則に違反したとき
- (3) 災害等緊急やむを得ない事由により、体験学習施設を使用できないとき
- (4) 申請書に虚偽の記載をしたとき

4 使用中において施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。

5 使用者は、施設等を破損したり、滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償してください。

6 カードキーで施設の使用を終えたときは施錠後、総合公園管理事務所にカードキーを返却してください。

7 係員が指示したときは、その指示に従ってください。

8 給湯室を利用するときは、総合公園管理事務所(陸上競技場内)に申し出て、鍵を借りてください。

9 体験学習施設の利用料金は、利用目的および利用者の住所(団体の場合は代表者または団

体の所在地)により区分されます。

10 利用者は、予約時に、実際の利用内容に基づき、適切な料金区分を選択し、申告するもの  
とします。

11 料金区分の選択は利用者の自己申告によるものとし、施設管理者による事前確認は行い  
ません。

12 申告内容と実際の利用内容が異なる場合は、使用後であっても、料金区分を変更し、差額  
を請求することがあります。

13 虚偽の申告が継続して確認された場合は、アカウントを停止する措置を講じることがあり  
ます。

14 利用目的の判断に迷う場合は、営利利用として申告するものとします。